

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 準備書の作成前の手続

第一節 第二種事業に係る判定（第六条・第七条）

第二節 方法書の作成等（第八条―第十四条）

第三章 準備書（第十五条―第三十六条）

第四章 評価書

第一節 評価書の作成等（第三十七条―第四十条）

第二節 評価書の補正等（第四十一条―第四十五条の二）

第五章 対象事業の内容の修正等（第四十六条―第四十八条）

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第四十九条―第五十一条）

第七章 評価書に係る事後手続（第五十二条―第五十六条の二）

第八章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第五十七条―第六十三条）

第九章 環境影響評価法の対象事業等に係る手続（第六十四条―第六十九条の二）

第十章 雑則（第七十条―第七十三条）

附則

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 準備書の作成前の手続

第一節 第二種事業に係る判定（第六条・第七条）

第二節 方法書の作成等（第八条―第十四条）

第三章 準備書（第十五条―第三十六条）

第四章 評価書

第一節 評価書の作成等（第三十七条―第四十条）

第二節 評価書の補正等（第四十一条―第四十五条の二）

第五章 対象事業の内容の修正等（第四十六条―第四十八条）

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第四十九条―第五十一条）

第七章 評価書に係る事後手続（第五十二条―第五十六条の二）

第八章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第五十七条―第六十三条）

第九章 環境影響評価法の対象事業等に係る手続（第六十四条―第六十九条の二）

第十章 雑則（第七十条―第七十二条）

附則

第九章 環境影響評価法の対象事業等に係る手続
（公聴会の開催等）

第六十四条 第二十九条から第三十六条までの規定は、条例第四十二条第八項の規定による公聴会について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「関係地域内において」とあるのは「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十五条に規定する関係地域内において」と、「関係地域内に公聴会」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域内に公聴会」と、「関係地域以外」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域以外」と、同条第二項第一号中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条第二号中「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、同項第三号中「対象事業実施区域」とあるのは「法対象事業が実施されるべき区域」と、同項第四号中「関係地域」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域」と、同条第三項及び第三十六条第二項中「事業者及び関係市町村」とあるのは「法対象事業者及び法第十五条に規定する市町村長」と読み替えるものとする。

（工事の着手及び完了の届出）

第六十五条 条例第四十三条の規定による工事の着手又は完了の知事への届出及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十五条に規定する市町村長への通知は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一・二 略

第九章 環境影響評価法の対象事業等に係る手続
（公聴会の開催等）

第六十四条 第二十九条から第三十六条までの規定は、条例第四十一条第八項の規定による公聴会について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「関係地域内において」とあるのは「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十五条に規定する関係地域内において」と、「関係地域内に公聴会」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域内に公聴会」と、「関係地域以外」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域以外」と、同条第二項第一号中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条第二号中「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、同項第三号中「対象事業実施区域」とあるのは「法対象事業が実施されるべき区域」と、同項第四号中「関係地域」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域」と、同条第三項及び第三十六条第二項中「事業者及び関係市町村」とあるのは「法対象事業者及び法第十五条に規定する市町村長」と読み替えるものとする。

（工事の着手及び完了の届出）

第六十五条 条例第四十二条の規定による工事の着手又は完了の知事への届出及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十五条に規定する市町村長への通知は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一・二 略

(環境状況把握措置報告書についての公告の方法)

第六十七条 第十条の規定は、条例第四十四条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第三号中「関係市町村」とあるのは、「法第十五条に規定する関係地域の全部又は一部がその区域内にある市町村」と読み替えるものとする。

(環境状況把握措置報告書の縦覧)

第六十八条 第十一条の規定は、条例第四十四条第二項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第十一条中「方法書及び要約書」とあるのは「環境状況把握措置報告書」と、同条第一号中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条第三号中「関係市町村」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域の全部又は一部がその区域内にある市町村」と、同条第四号中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と読み替えるものとする。

(環境状況把握措置報告書について公告する事項)

第六十九条 条例第四十四条第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 五 略

(環境状況把握措置報告書の公表)

第六十九条の二 第十二条の二の規定は、条例第四十四条第二項の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二中「方法書及び要約書」とあるのは、「環境状況把握措置報告書」と読み替えるものとする。

(環境状況把握措置報告書についての公告の方法)

第六十七条 第十条の規定は、条例第四十三条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第三号中「関係市町村」とあるのは、「法第十五条に規定する関係地域の全部又は一部がその区域内にある市町村」と読み替えるものとする。

(環境状況把握措置報告書の縦覧)

第六十八条 第十一条の規定は、条例第四十三条第二項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第十一条中「方法書及び要約書」とあるのは「環境状況把握措置報告書」と、同条第一号中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条第三号中「関係市町村」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域の全部又は一部がその区域内にある市町村」と、同条第四号中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と読み替えるものとする。

(環境状況把握措置報告書について公告する事項)

第六十九条 条例第四十三条第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 五 略

(環境状況把握措置報告書の公表)

第六十九条の二 第十二条の二の規定は、条例第四十三条第二項の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二中「方法書及び要約書」とあるのは、「環境状況把握措置報告書」と読み替えるものとする。

第十章 雑則

(身分証明書)

第七十条 条例第四十七条第三項に規定する身分を示す証明書は、第二号様式による。

(弁明の機会の付与に関する通知)

第七十一条 知事は、条例第四十九条第二項の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えようとするときは、あらかじめ、その者に対し、口頭による意見陳述の日時、場所等又は意見書の提出期限、提出先等を書面により通知するものとする。

(環境影響評価に係る書類等の公開の期間)

第七十三条 条例第五十条の規則で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して三十年を経過する日までの期間とする。

第十章 雑則

(身分証明書)

第七十条 条例第四十六条第三項に規定する身分を示す証明書は、第二号様式による。

(弁明の機会の付与に関する通知)

第七十一条 知事は、条例第四十八条第二項の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えようとするときは、あらかじめ、その者に対し、口頭による意見陳述の日時、場所等又は意見書の提出期限、提出先等を書面により通知するものとする。